

中播磨農福連携協議会設置要綱

(目的)

第1条 人手・労力不足や後継者不足が課題となっている中播磨地域の農業者と、仕事を探している福祉事業所をシステムでマッチングし、農福連携の推進と地域交流の活性化を目的として、農業関係者、福祉事業所、行政等を構成員とした中播磨農福連携協議会（以下「協議会」という。）を設立する。

(活動内容)

第2条 協議会は、次に掲げる活動を実施する。

- (1) 農業分野・福祉分野の地域別の現状・課題・潜在的なニーズ等の情報共有、対応方策を検討すること。
- (2) 「農福マッチングサイト」の活用方策を検討すること。
- (3) 農福連携の普及啓発の取組みを推進すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係団体及び関係行政機関（以下「構成団体」という。）をもって構成する。

2 委員は、構成団体から選出された者をもって充てる。

(会議)

第4条 協議会は事務局が必要の都度招集し、これを主宰する。

2 事務局は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会の設置)

第5条 協議会に農福連携推進のための専門部会を置くことができる。

(代理出席)

第6条 委員は、やむを得ない事情により協議会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 代理者は、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とする。

3 第1項の代理者は、委員とみなす。

(旅費)

第7条 委員が協議会の職務を行うため、会議に出席し、又は旅行をしたときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定に基づく額とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、中播磨県民センター中播磨健康福祉事務所が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、事務局が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(別表)

中播磨農福連携協議会

分 野		所 属
委 員	農業関係（行政）	姫路市農林水産環境局農林水産部農政総務課
		姫路市農林水産環境局農林水産部農業振興センター
		市川町地域振興課
		福崎町農林振興課
		神河町農林政策課
		姫路農林水産振興事務所
		姫路農業改良普及センター
	福祉関係（行政）	姫路市健康福祉局福祉総務部 障害福祉課
		市川町健康福祉課
		福崎町福祉課
		神河町健康福祉課
		中播磨健康福祉事務所
	農業関係団体 福祉関係団体	兵庫西農業協同組合営農経済部営農販売課
		HANDS（中播磨地域の生産者の会）
		姫路障害者就業・生活支援センター
		姫路市社会福祉協議会
		市川町社会福祉協議会
		福崎町社会福祉協議会
		神河町社会福祉協議会
ア ド バ イ ザ ー	専 門 家	兵庫県立大学大学院 緑環境景観マネジメント研究科 客員教授 豊田正博〔アドバイザー〕
		(株)プラスリジョン代表取締役 福井佑実子〔アドバイザー〕
		パティスリール・クール オーナーパティシェ 眞砂大輔〔アドバイザー〕
		神戸学院大学 現代社会学部 現代社会学科 准教授 菊川裕幸〔アドバイザー〕
		農福連携技術支援者〔アドバイザー〕
オ ブ ザ ー バ ー	関係機関	姫路作業所連絡会（ひめされん）
		兵庫県農林水産部農業経営課
		兵庫県福祉部ユニバーサル推進課
		兵庫県教育委員会播磨西教育事務所
		公益社団法人ひょうご農林機構
		NPO法人兵庫セルフセンター
		中播磨県民センター県民躍動室
		中播磨健康福祉事務所福崎保健所
事務局		姫路農林水産振興事務所 農政振興課
		中播磨健康福祉事務所 企画課
		夕雲舎株式會社